平成２２年（フ）第１０８１号
大阪府岸和田市土生滝町120番地、前住所大分県大分市長浜町２丁目11番17号―202
債務者　上田よし子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１００号
大阪府岸和田市加守町２丁目８番32号渡部方
債務者　原田　義光
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１９号
大阪府泉佐野市松原２丁目４番168号
債務者　土居　清継
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２２号
大阪府和泉市府中町512番地の１―303
債務者　山下　美加
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―２―1008号
債務者　畑　　由子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
大阪府岸和田市小松里町514番地の12フォレスト岸和田105号
債務者　澤田　　桂
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
大阪府泉大津市要池住宅２番304号
債務者　山内美智枝
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
大阪府貝塚市王子603番地アッセンブリ貝塚403号
債務者　市川智寿留（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
大阪府泉大津市二田町１丁目15番６号
債務者　松村壽榮雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
大阪府泉大津市河原町６番55号、前住所大阪府堺市西区浜寺元町６丁859番地１ネオハイツ元町201号
債務者　森田恵里子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
大阪府岸和田市上松町111番地の12
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番３―406号
債務者　松谷美千代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
北海道苫小牧市ときわ町１丁目８番５号
債務者　野田　龍弥
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６１７号
千葉県八千代市大和田980番地14　小野田コーポ101、旧住所千葉県八千代市村上南４丁目20番地２　フローラル萩原101号
債務者　大石　涼子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５２号
千葉県習志野市東習志野３丁目２番１号　習志野荘203号
債務者　井上　良二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７８号
千葉県船橋市習志野台８丁目４番１号　カサベルデＡ―202号
債務者　亀田　貴子（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９０号
千葉県船橋市西習志野２丁目32番８号　朝日荘103号
債務者　有本　一彦
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係